

(仮称) 益田市人権尊重のまちづくり条例 (第 1 回修正案) について

1 概要

5月22日に開催した第1回人権・同和問題解決推進委員会での意見・指摘事項に加え、市の法令担当課に意見を求め、条例として適切な表現及び構成とするよう全体的な文言の整理を行った。(詳細は資料4-1、資料4-2のとおり)

2 修正案全文

(1) 前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。

我が国では、基本的人権の保障と法の下での平等を定めた日本国憲法の下、国際人権規約をはじめとした多くの国際人権諸条約の締結が図られたほか、各人権課題に対応した個別の法整備も進むなど、人権尊重社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、この間、人権の尊重とその擁護を基本とし、明るく住みよい平和な社会環境の醸成を目指して、人権尊重都市とすることを宣言したほか、人権教育及び人権啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を策定し、人権尊重を基調とした施策の推進に努めてきたところである。

しかしながら、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権に関する問題、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見などの問題は存在しており、さらには、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。

このような状況の中、誰もが平等に社会に参画し、生き生きとした人生を享受することのできる社会をつくっていくためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要がある。

ここに本市は、全ての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、互いの個性や多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(2) 目的 (第 1 条)

この条例は、人権尊重のまちづくりに関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりの推進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、不当な差別や偏見の解消への取組を推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(3) 定義 (第2条)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を行う個人又は団体をいう。

(4) 基本理念 (第3条)

人権尊重のまちづくりは、全ての市民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

(5) 市の責務 (第4条)

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権尊重のまちづくりに関し必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(6) 市民の責務 (第5条)

- 1 市民は、基本理念にのっとり、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重するよう努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題の解消に向け、自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(7) 事業者の責務 (第6条)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、事業活動に関わる者の人権を尊重するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(8) 人権侵害行為の禁止 (第7条)

何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、不当な差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他

の他人の権利権益を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

(9) 基本計画（第8条）

- 1 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第13条に規定する益田市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(10) 推進体制の整備（第9条）

市は、前条の基本計画に基づく人権施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

(11) 年次報告（第10条）

市長は、毎年度、基本計画に基づく人権施策の実施状況を益田市人権施策推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(12) 教育及び啓発の推進（第11条）

市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。

(13) 相談及び支援体制の充実（第12条）

市長は、人権侵害行為に関するあらゆる相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、国、県その他の関係機関と連携し、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(14) 益田市人権施策推進審議会の設置（第13条）

次に掲げる事務を行わせるため、益田市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第8条第2項の規定により市が策定する基本計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第10条の規定による人権施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項について調査し、及び審議すること。

(15) 審議会の組織等 (第14条)

- 1 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 教育関係者
 - (2) 社会福祉団体の代表者
 - (3) 地域住民の代表者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(16) 委任 (第15条)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

3 その他

(1) 条例の名称 (題名) について

本条例の名称 (題名) を今後正式に定める必要がある。なお、同様の趣旨の条例を制定する他自治体の例は以下のとおり。

- ・〇〇〇差別のない人権尊重の社会づくり条例
 - ・〇〇〇人権尊重のまちづくり条例
 - ・〇〇〇人権を尊重するまちづくり条例
 - ・〇〇〇人権尊重の社会づくり条例
 - ・〇〇〇人権尊重社会づくり推進条例
 - ・〇〇〇差別のない社会づくり条例
 - ・差別を解消し、人権が尊重される〇〇〇をつくる条例
 - ・〇〇〇すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例
 - ・〇〇〇差別のない人権尊重のまちづくり条例
 - ・〇〇〇人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例
 - ・〇〇〇人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例
 - ・〇〇〇人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例
- ※ 上記〇〇〇は自治体名